

# 教育ローン

平成28年4月1日現在

商品名	教育ローン(当座貸越から証書貸付へのリレー方式タイプ)
	(株) ジャックス
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>・満 20 歳以上満 65 歳以下で、最終返済年齢が満 70 歳以下の方</li><li>・安定継続した収入があり、原則として本件を含めた無担保借入金が 1,000 万円以内の方 (無担保借入とは、不動産担保、預金・有価証券担保、各種保険ローン借入を除くすべての借入を指します。)</li><li>・大学院・大学・短期大学・専修学校に就学するお子様を持つ親権者の方</li><li>・過去に不渡り、延滞等の事故が無く、(株)ジャックスの保証を受けられる方</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・当金庫の会員になれる方<ul style="list-style-type: none"><li>①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方</li><li>②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方</li></ul></li></ul> 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせ下さい。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"><li>・入学金、授業料、学校債、生活費等就学にかかる費用。</li></ul> ※就学確認書類(合格通知書、入学証明書、在学証明書等、学生であることを証明する資料)が必要となります。
ご融資限度額	・100 万円以上 500 万円以内(100 万円単位)
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・当座貸越利用期間・・・就学年数+6ヶ月以内かつ卒業予定年月(3月末)までです。 (大学院等 6 年制は 6 年 6 ヶ月まで可能) ※卒業後、1ヶ月以内に証書貸付への切替が必要です。</li><li>・証書貸付期間・・・・・・7 年以内 ただし、当座貸越と証書貸付の通算期間は 13 年までです。(教育リリーフプラン)</li></ul>
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"><li>・当座貸越期間は固定金利とし、当金庫所定の利率を適用させていただきます。</li><li>・証書貸付期間は変動金利とし、借入後の利率は基準金利(長期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利)の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入れ後の利率の変更回数は4月と10月の年2回で新利率はそれぞれ翌月の約定返済分から適用します。</li><li>・なお、お取引内容等に応じた優遇利率もありますので、窓口までお問い合わせください。</li></ul>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・当座貸越期間・・・随時返済方式 ※利息のみ毎月 7 日の定例返済</li><li>・証書貸付期間・・・元利均等毎月返済 (元金の 50%までは 6 ヶ月毎のボーナス増額返済の併用も可能です。)</li></ul>
保証人	<ul style="list-style-type: none"><li>・(株)ジャックスの保証をご利用いただきますので原則必要ありません。</li><li>・ただし、保証会社が保証人を求める場合があります。</li></ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"><li>・融資条件の変更に際しては、手数料がかかる場合があります。</li></ul>
保証料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ご融資利率に保証会社の定める保証料率を含めています。</li><li>・繰上返済した場合でも保証料は返戻されません。</li></ul>

融一3一④A  
次頁へつづきます

<p><b>苦情処理措置・ 紛争解決措置</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置: 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時～17時、電話:0120-047-361)にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。        なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお問い合わせください。</li> </ul>
<p><b>その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。</li> <li>・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。</li> </ul>

融—3—④B